

内閣参質二〇三第一九号

令和二年十一月二十七日

内閣総理大臣 菅 義偉

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聡君提出日本放送協会とその委託業者間の業務委託契約書の契約内容が弁護士法第七十二条に抵触するか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田聡君提出日本放送協会とその委託業者間の業務委託契約書の契約内容が弁護士法第七

十二条に抵触するか否かに関する質問に対する答弁書

一から五までについて

お尋ねの各業務が弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定に違反するか否かについては、個別具体的な事実関係に即して判断されるべき事柄であり、お答えすることは困難である。